

# 維持管理情報

施設の操業状況に関する情報		2020年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ト)	(1) 測定位置	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(°C)	820	820	820	820	820	820	830	830	840	840	840	840
集塵器に流入する燃焼ガス温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 リ)	(1) 測定位置	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(°C)	80	84	84	86	86	86	88	89	88	86	77	79
煙突から排出されるCO濃度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ヲ)	(1) 測定位置	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(%)	0.118	0.128	0.120	0.067	0.076	0.104	0.118	0.118	0.132	0.127	0.116	0.097
焼成炉中の温度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ツ)	(1) 測定位置	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
	(3) 測定結果(°C)	1090	1080	1050	1030	1050	1070	1060	1060	1070	1050	1070	1030
排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ス)		連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し
ダイオキシン類濃度 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ル) 廃掃法規定 0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	(1) 排ガスの採取位置		⑥			⑥			⑥			⑥	
	(2) 排ガスの採取年月日		5月8日			8月5日			11月2日			2月4日	
	(3) 測定結果を得た年月日		6月1日			8月28日			11月26日			2月26日	
	(4) 測定結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		0.0039			0.0029			0.0033			0.0070	
ばい煙 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 カ)	硫酸化合物	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥
		(2) 排ガスの採取年月日	4月3日		6月4日		8月5日		10月6日		12月4日		2月4日
		(3) 測定結果を得た年月日	5月11日		6月19日		8月24日		11月5日		1月5日		2月22日
		(4) 測定結果(ppm)	0.5未満		0.5未満		0.5未満		0.5未満		0.5未満		0.5未満
	ばいじん 大防法規定 100mg/m <sup>3</sup> N以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥
		(2) 排ガスの採取年月日	4月3日		6月4日		8月5日		10月6日		12月4日		2月4日
		(3) 測定結果を得た年月日	5月11日		6月19日		8月24日		11月5日		1月5日		2月22日
		(4) 測定結果(mg/m <sup>3</sup> N)	6.9		20		26		18		19		19
	塩化水素 廃掃法規定 700mg/m <sup>3</sup> N以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥
		(2) 排ガスの採取年月日	4月3日		6月4日		8月5日		10月6日		12月4日		2月4日
		(3) 測定結果を得た年月日	5月11日		6月19日		8月24日		11月5日		1月5日		2月22日
		(4) 測定結果(mg/m <sup>3</sup> N)	4.5未満		4.6未満		4.9未満		4.4未満		5.4未満		4.9未満
	窒素化合物 大防法規定 480ppm以下	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥
		(2) 排ガスの採取年月日	4月3日		6月4日		8月5日		10月6日		12月4日		2月4日
		(3) 測定結果を得た年月日	5月11日		6月19日		8月24日		11月5日		1月5日		2月22日
		(4) 測定結果(ppm)	160		160		200		240		68		110

## 補足(セメントの製造工程の例と測定位置に関する説明)

2/2

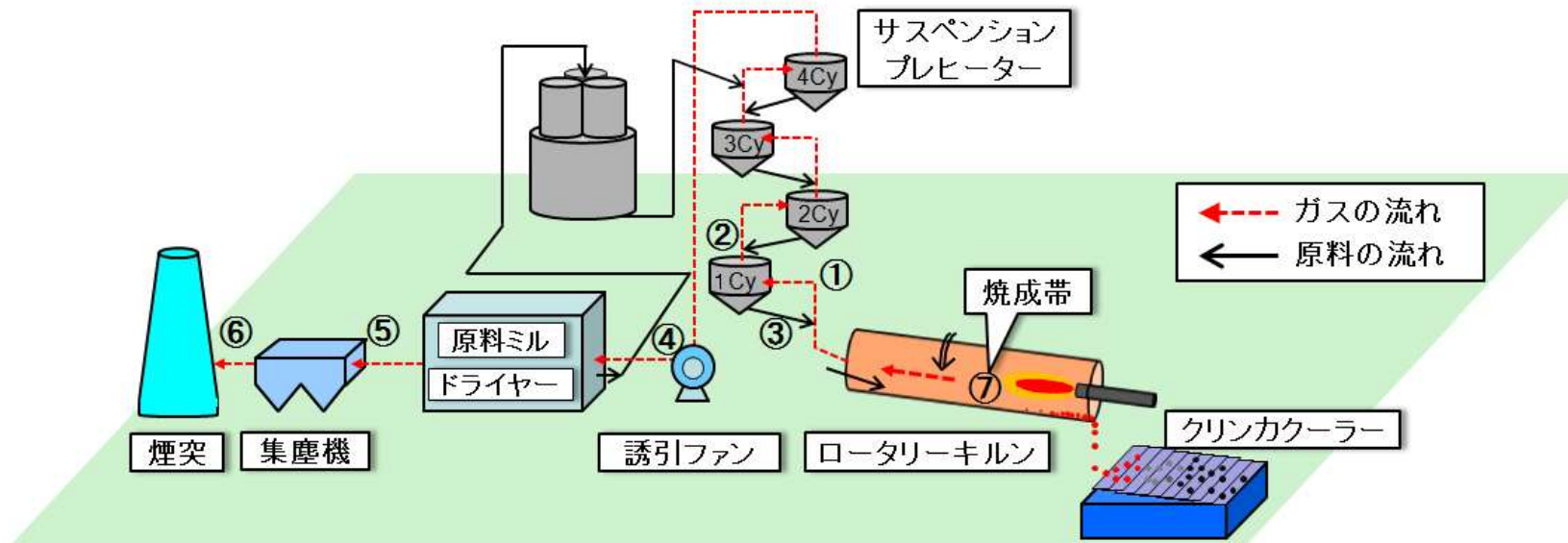


図 セメント製造工程の概略図

- 1) 燃焼室(ロータリーキルン)中の燃焼ガス温度は①, ②または③の温度のうちの一つとしている。
- 2) 集塵機に流入するガス温度は⑤の温度を云う。
- 3) 一酸化炭素(CO)濃度は, ④または⑤または⑥のCO濃度のうちの一つとしている<sup>※1</sup>。なお, ④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
- 4) 焼成炉中の温度は⑦の温度を云う<sup>※2</sup>。
- 5) ばい煙やダイオキシン類を測定している場所は⑥である。

※1 セメント製造の用に供する焼成炉は, 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素(CO)の濃度を用いることが適当でない特定の種類の焼却施設として環境大臣により定められている(環廃対441・環廃産460)。この代わりに, 3カ月に1回以上の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定・記録が義務付けられている(廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ル)。

※2 炉内にはクリンカ粒が多量に浮遊していることから, 温度の実測が困難であり, 実温度よりも100~200℃低い値となる場合がある。しかし, 製品の性状に問題は無く, また, 焼成炉中の温度1000℃以上を確実に立証している。